

福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業 **-NIKAWA-**
支援企業募集要項

(令和8年3月9日制定)

本募集内容の一部は、令和8年度当初予算案の可決・成立が前提であり、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

福岡県工業技術センターインテリア研究所（以下「インテリア研究所」という。）は、県内の家具・装備品及び工芸品の製造業者のコンセプト構築・デザイン事業者とのマッチング支援を通じ、持続的に成長する企業を育成することを目的とした、「福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業**-NIKAWA-**」を実施します。

-NIKAWA-（ニカワ）の由来

古くから木材同士を繋ぐ技法のひとつとして使われてきた“膠付け(にかわづけ)”になぞらえ、メーカーとデザイン事業者とを結びつけ新たな商品を創出することに期待を込めて事業のサブタイトルを**-NIKAWA-**と名付けました。

1 募集内容

本事業では、外部有識者やインテリア研究所職員らとグループを形成し、戦略的な製品企画に取り組み、企画された製品コンセプトを具現化するデザイン作業をデザイン事業者に委託し、製品化までを行う事業者を募集します。

2 募集期間

令和8年3月9日（月）～ 令和8年4月13日（月）

3 応募資格

以下（１）～（５）の全てを満たす者

- （１）基幹製品の創出や自社の製品企画力の向上にあたって、新たなデザイン事業者との出会いを求める者。
- （２）将来を見据えた商品開発や販路開拓を行うことを希望する者。特に、自社の技術力や生産設備を活かし、新たな市場を開拓したいと考える意欲的な者。
- （３）福岡県内の家具・装備品及び工芸品の製造業者、又は複数の家具・装備品及び工芸品の製造業者で構成されるグループであって、原則として従業員50人以下、又は直近の売上高10億円以下の製造業者。
- （４）本事業の支援を受けることにより、令和9年3月31日までに本事業によって企画された製品、又は製品化に向けた試作品を完成できる者。

(5) 支援企業審査会（令和8年4月24日開催予定）でプレゼンテーションできる者

4 支援件数

最大2社

5 応募方法

本募集要項を参照の上、下表の書類をインテリア研究所まで持参、又は郵送により提出して下さい。

提出いただく書類	法人の場合	個人事業主の場合
申込書（様式第1号）	○	
参加者の概要（様式第2号）	2者以上のグループで応募される場合は提出	
事業概要資料 （パンフレットやHP）	○	
履歴事項全部証明書	○	-
直近の決算書 ※1 ※2 （貸借対照表、損益計算書、 法人概況説明書）	○	-
住民票の写し	-	○
直近の確定申告書及び 所得税青色申告決算書 ※2 ※3	-	○

※1 法人化1年目の場合は、直近の試算表

※2 電子申請(e-Tax)の場合は、「受信通知」、又は「電子申請等証明データシート」を印刷したのも併せて提出

※3 開業1年目の場合は、「個人事業開業・廃業等届出書の控え」の写し、及び直近の売上表と前年分の収支内訳書

締切：令和8年4月13日（月）17：00必着

6 審査方法

応募案件について、支援企業審査会（令和8年4月24日（金）開催予定）で行うプレゼンテーションにより決定します。審査は別表の審査項目に基づき審査を行います。プレゼンテーションは、原則として企業の代表者もしくは、製品開発部門の責任者など

代表者に準ずる方が行ってください。

7 事業のステップ

本事業は、以下のステップにより実施します。支援期間は、令和8年4月から令和9年3月末までです。

ステップ1：支援企業公募・決定

- ① 支援企業の募集 ← 今回の募集内容
- ② 応募案件の審査（支援企業審査会の開催）
- ③ 支援企業の決定

ステップ2：製品コンセプト企画・開発（約3ヶ月）

- ④ 支援企業を含む関係機関で構成されたグループで、製品コンセプトを構築

ステップ3：デザイン事業者公募・決定（約2ヶ月）

- ⑤ デザイン仕様書の作成
- ⑥ デザイン事業者の募集
- ⑦ 応募提案の審査（委託業務プロポーザル審査会の開催）
- ⑧ デザイン事業者の決定

ステップ4：製品デザインの具現化（約5ヶ月）

- ⑨ デザイン事業者が主体となって、製品コンセプトを具現化したデザインを制作

ステップ5：製品化又は試作品の完成（事業終了まで）

- ⑩ 支援企業が主体となり、デザイン事業者が制作したデザインを基とする製品、又は製品化に向けた試作品の完成
- ⑪ 特許権又は意匠権の出願

8 費用負担について

支援企業にご負担いただく費用	福岡県が負担する費用
<ul style="list-style-type: none">・ 試作品の製作に係る材料費等の諸経費・ 打ち合わせに要する自身の交通費・ デザイン事業者に請負契約外のデザイン業務を依頼した際に発生する費用・ 知的財産権（発明、意匠、商標、著作物など）に係る諸経費・ 権利化を行った製品を販売する場合、販売実績に応じた実施料（本要項9（5）に記載）	<ul style="list-style-type: none">・ 外部有識者に係る費用・ 請負契約によりデザイン事業者へ支払うデザイン料

9 応募に関する注意事項

- (1) 支援企業は、インテリア研究所と共同研究契約を締結します。
- (2) 支援企業に決定された場合、企業名と実施テーマ名を福岡県のホームページ等で公表します。また、デザイン事業者公募の際にも、開発を目指す製品のコンセプト等を福岡県のホームページ等で公表します。
- (3) 本事業において、デザイン事業者が成した知的財産権は、原則として福岡県と支援企業に帰属します。

知的財産権とは、発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物を指します。

知的財産権には著作権のほか、発明、考案、意匠及び商標に付随する特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利、及び当該出願により生じた権利を含みます。
- (4) 本事業において開発する製品は、原則として福岡県と共同出願契約を締結し、共同で特許権、又は意匠権の出願を行います。また、出願に向けた申請は支援企業に行っていただきます。
- (5) 支援企業は、権利化を行った知的財産権に基づく製品を販売するまでに福岡県と実施契約を締結します。支援企業は、販売実績に応じた実施料を、権利が消滅、又は該当する製品が廃番となるまで福岡県に納付していただきます。
- (6) 本事業の効果を測るため、本事業で開発した商品の販売・売上実績を記入した実績報告書（様式第3号）を、該当する製品が廃番となるまで、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、年度終了後4月30日までにインテリア研究所長に提出していただきます。
- (7) 役員等経営に関与する者に暴力団員が含まれている場合、又は暴力団員を雇用、もしくは使用している場合は、応募の資格がありません。仮に、支援決定後に判明した場合は、支援決定を取り消します。
- (8) 本事業の実施は、福岡県の令和8年度当初予算案の可決・成立が前提となります。

10 提出先・問い合わせ先

〒831-0031 福岡県大川市上巻 405-3

福岡県工業技術センター インテリア研究所（担当：楠本・隈本・中嶋）

TEL：0944-86-3259 FAX：0944-86-4744 E-mail：nikawa-info@fitc.pref.fukuoka.jp

応募を検討されている方に向け、事業内容や応募方法に関する動画を公開しています。

公開日：令和8年3月13日（金）10：00 以降

リンク：[製品企画力高度化支援事業-NIKAWA-のトップページからアクセスして下さい。](#)

(別表)

製品企画力高度化支援事業-**NIKAWA**-
支援企業審査項目

審査項目	審査のポイント	配点
事業者が目指す将来像と その中での本事業の 位置付けについて	<ul style="list-style-type: none">・将来的に実現したいビジョンがあり、それに対する本事業の位置付けが明確か。・本事業に取り組む意義を理解しているか。	10点
自社のブランド力向上につながる 基幹製品の開発に対する 挑戦意欲について	<ul style="list-style-type: none">・本事業において製品化を必ず達成させるために、人材を確保することや、必要に応じて試作や事業後の製品化に必要な生産設備の改善や、拡充・導入といった投資を行うなど、具体的な挑戦意欲はあるか。	5点
開発を目指す製品の コンセプトや販路開拓の構想 について	<ul style="list-style-type: none">・事前の市場調査を行い、開発を目指す製品について確かなニーズがあることを確認しているか。・製品コンセプトに他社製品との差別化が図れる特徴があるか。・製品化の実現性や、販路開拓方法の具体性はあるか。	5点
製品化（又は試作品製造） までの具体的な実施方法や 社内体制、および実施 スケジュールについて	<ul style="list-style-type: none">・本事業の期間内に目標を達成するためのスケジュールと実施内容に具体性と実現性はあるか。・通常業務と並行して本事業に取り組む体制は十分か。	5点
外部有識者やデザイン事業者 とのマッチングの有効性につ いて	<ul style="list-style-type: none">・本事業で開発する製品について、デザイン事業者への委託が課題解決に適合するか。・デザイン事業者へ委託する仕様が明確に表せるか。	5点
		合計 30点満点

(様式第1号)

製品企画力高度化支援事業 **-NIKAWA-** 申込書

令和 年 月 日

福岡県工業技術センター
インテリア研究所長 殿

所在地
名称
代表者氏名

(自署または記名押印。押印の場合、代表者職印)

製品企画力高度化支援事業**-NIKAWA-**において
支援を希望致しますので、下記の通り申し込みます。

記

<事業者概要>

資本金		従業員数	
代表電話番号		HP	
売上推移 (直近3事業 年度)	年度	万円	左記売上の %
	年度	万円	OEM比率 %
	年度	万円	%
御社の事業 内容・特徴・ 開発体制など			

<支援希望内容>

■開発する製品のテーマ、タイトル

・本事業で新たに開発に取り組みたい製品の概要を表すテーマ、タイトルをご記入ください。

■事業者が目指す将来像と、その中での本事業の位置付けについて

・目指す将来像や、その中での本事業の位置付けについてご記入ください。

(目指す将来像)

(本事業の位置付け)

■自社のブランド力向上につながる基幹製品の開発に対する挑戦意欲について

・本事業での製品開発に対する挑戦意欲についてご記入ください。

(本事業において製品化を達成するための人材確保や生産設備の改善・拡充・導入などの投資など具体的な挑戦意欲)

■開発を目指す製品のコンセプトや販路開拓の構想について

【開発を目指す製品のコンセプト】

現段階で開発を想定している製品のコンセプト（市場ニーズに基づく製品コンセプト、製品の特徴、販売ターゲット、活用する自社技術、顧客へのメッセージ、他社製品との比較や優位性など）を具体的にご記入ください。必要に応じて図やイラストなどを用いても構いません。

【開発した製品の販路開拓の構想】

・想定している顧客層や、販売先、販売価格帯、販路拡大計画、展示会出展計画など具体的にご記入ください。

■製品化（又は試作品製造）までの具体的な実施方法や社内体制、および実施スケジュールについて

・事業期間内に製品化（又は試作品製造）までを達成するための具体的な実施方法や、開発に向けて整える社内体制、および実施スケジュールについてご記入ください。グループで応募する場合、代表企業の役割と参加企業間の連携体制について、明確に記載してください。

■外部有識者やデザイン事業者とのマッチングの有効性について

【基幹製品の創出にあたっての外部有識者に対する要望】

・製品コンセプトの構築段階において、外部有識者に何を求めるかを具体的にご記入ください。

【デザイン事業者への要望と期待】

・デザイン作業を委託する新たなデザイン事業者への要望などをご記入ください。

【本事業で開発する製品に関わる知的財産権取得について】

- ・本事業において権利化を目指す知的財産権内容についてご記入ください。

【過去のデザイン事業者との商品開発の有無（あり、なし）】

- ・過去に、社外のデザイン事業者と共同で製品開発を行ったことがある場合は、その事例についてご記入ください。

<担当者の情報>

■本事業に従事する担当者について

氏名	
職名	
電話番号	
Email	

※記入欄の大きさは適宜自由に調整して下さい（項目がページにまたがっても構いません）

※支援対象者の決定に係る審査資料となりますので、具体的かつ明瞭に記載願います。（手書き不可）

(様式第2号)

参加者の概要

	構成員 1 (グループ代表者)	構成員 2	構成員 3
事業者名			
代表者名			
所在地			
電話番号			
連絡担当者名			
資本金 (万円)			
従業員 (人)			
業種			
主な製品・サービス			
売上高	(年 月期) 万円	(年 月期) 万円	(年 月期) 万円

(様式第3号)

令和 年 月 日

福岡県工業技術センター
インテリア研究所長 殿

所在地
名称
代表者氏名

(自署または記名押印。押印の場合、代表者職印)

製品企画力高度化支援事業-**NIKAWA**-実績報告書

令和 年 月 日付 エイ研第 号で決定通知があった本事業について、福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業-**NIKAWA**- 実施要綱第9条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施年度及び実施テーマ名

令和 年度 「 」

2. 事業終了後の製品化状況及び売上状況

収益の状況：令和 年度分

本事業に係る売上額： 円

3. 事業実施による波及効果（該当する項目に○などをつけて下さい。複数回答可）

- ・本事業で開発した製品がきっかけとなり、他の自社製品の販売につながった。
- ・本事業で開発した製品がきっかけとなり、新たな販路の開拓ができた。
- ・本事業で契約したデザイン事業者と、別の製品開発を行うことになった（予定含む）。
- ・その他（ ）

4. 今後の見通し（該当する項目に○などをつけて下さい。）

- ・販売に向けて開発した製品の改良・調整中
- ・製品が完成し、販路を開拓・模索中
- ・製品を販売継続
- ・製品の販売休止（理由： ）
- ・その他（ ）